

第11章 協 力 ・ 応 援

第1節 河川管理者の協力及び援助

国土交通省北陸地方整備局長と新潟県知事は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動への協力及び水防管理者等が行う浸水被害軽減地区の指定に係る援助を行う。

〈 河川管理者の協力が必要な事項 〉(例)

- (1) 河川に関する情報の提供
- (2) 重要水防箇所の合同点検の実施
- (3) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (4) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の貸与

〈 河川管理者の援助が必要な事項 〉(例)

- (1) 水防管理者に対して、過去の浸水情報や周辺の地形情報等に鑑み浸水被害の軽減に有用な盛土構造物等の情報を提供
- (2) 水防管理者に対して、指定しようとする浸水被害軽減地区の有用性について、過去の浸水情報や河道の特性等に鑑みた助言
- (3) 市町村長に対して、過去の浸水情報の提供や、市町村長が把握した浸水実績等を水害リスク情報として周知することの妥当性について助言
- (4) 水防管理者が行う浸水被害軽減地区の指定に必要な援助を行う際に、河川協力団体に必要な協力を要請

第2節 水防機関の協力等

- 1 水防管理団体は、他の水防管理団体から応援を求められたときは、自己の責任区域の水防に支障のない範囲内で水防団員を指揮し必要な器具、資材を携行し、直ちに応援する。
- 2 水防区域内において2以上の管理団体に関係ある水防事務については各水防管理者相互において予め協定しておく。
- 3 水防支部は、水防資器材の不足を想定し、他の水防支部との応援体制を確立しておくものとする。水防資器材が不足した場合は、水防本部へ連絡し、各水防支部間で水防資器材を融通させる。
(「参①-5-1」資料-5)
- 4 知事は、緊急時に必要があると認めるときは、自衛隊法第83条の規定により自衛隊の出動を要請するものとする。
- 5 水防管理者は、水防上必要があると認めるときは、地元警察署長に対し警察官の出動を求めるものとする。(法第22条)
- 6 国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊

急を要すると認めるときは、次に掲げる水防活動を行うことができる。(法第 32 条)

- ・当該災害の発生に伴い浸入した水の排除
- ・高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動

第 3 節 隣接県との協力

富山県との洪水時または高潮の際における水防事務に関する協定は資料-1 2 (「参①-12-1」) のとおりである。